

# 病院を利用される皆さんへ

1 病院の管理上必要がある場合、病院の敷地内又は建物内に立ち入る目的を質問し、又は立入りを制限する場合があります。

2 公立西知多総合病院の敷地内において、次に掲げる事項を行う場合は、院長の許可が必要となります。許可の申請に関しては管理課に申し出てください。

- (1) 西知多医療厚生組合の機関以外の者が主催する集会を開き、又は院長が認める規模以上の集団で病院敷地内に立ち入ること。
- (2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄付の募集、署名の収集その他これらに類する行為をすること。
- (3) ポスター、看板、旗、懸垂幕その他これらに類するものを掲示すること。
- (4) 公用を目的とする物以外の広告物等を配布し、又は回覧すること。
- (5) 所定の場所以外の場所に施設を設置し、又は物件を置くこと。
- (6) 危険物を搬入すること。

3 公立西知多総合病院の敷地内においては、次に掲げる事項を禁止します。

- (1) 爆発又は引火するおそれがある物件の付近で火気を取り扱う行為をすること。
- (2) 西知多医療厚生組合が行う事業、式典等以外で、放歌、高唱等けんそうにわたる行為をすること。
- (3) 座込み、ねり歩きその他示威にわたる行為をすること。
- (4) 執務に支障を来すおそれのある行為をすること。
- (5) 職員に面会を強要する行為をすること。
- (6) 院長が指定した時間以外に面会を強要すること。
- (7) 敷地内において喫煙すること。
- (8) 指定以外の場所において、駐車すること。
- (9) 乱暴な言動又は他人に嫌悪の情を催させる行為をすること。
- (10) 建物、立木、工作物その他の施設、備品等を破壊、損傷、汚損又はこれらに類する行為をすること。
- (11) 金銭、物品等の寄付を強要し、又は押売等の行為をすること。
- (12) 立入禁止区域に立ち入る行為をすること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、病院の管理上不適当を認める行為をすること。

4 駐車場では、次の事項についてご協力ください。

- (1) 駐車場内は徐行運転で、安全に通行してください。
- (2) 自動車の駐停車中はエンジンをお切りください。
- (3) 駐車中の自動車内にお子さんを放置しないでください。
- (4) 駐車場内で遊ばないでください。
- (5) 敷地内における事故、盗難等については、責任を負いかねますので注意してください。

5 上記事項に違反した場合、立ち入りを禁止し、承認若しくは許可を取消し、行為を禁止し、又は退去若しくは物件の撤去を命ずることがあります。